

表1-12 危険ドラッグ事犯に係る適用法令別検挙状況(検挙事件数及び検挙人員)

法令(罪名)別 年別等	平22		平23		平24		平25		平26	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反 うち乱用者による単純所持・使用等	5	9	5	6	34	57	21	37	401	492
									312	326
麻向法違反	1	1	0	0	17	26	57	89	80	98
交通関係法令違反	0	0	0	0	19	19	38	40	157	160
その他法令違反	0	0	0	0	6	10	9	10	68	90
合計	6	10	5	6	76	112	125	176	706	840

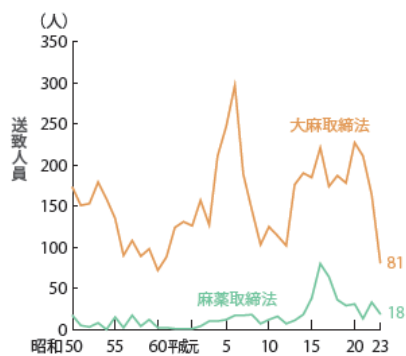
3-1-2-2 少年による覚せい剤取締法違反等 送致人員の推移

(昭和50年～平成23年)

① 覚せい剤取締法



② 大麻・麻薬取締法



注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢により、また、触法少年を含まない。

覚せい剤事件の執行猶予率

(昭和50年～平成24年)

年次	総数	執行猶予付		執行猶予率 %	内訳) 単純猶予率 %	内訳) 保護観察付 猶予率 %	保護観察付 執行猶予者数	
		単純+保護観察付	%				裁量	必要
12	14,196	7,452	52	85	15	1,105	21	
13	13,273	6,787	51	85	15	976	13	
14	12,170	6,183	51	88	12	743	5	
15	10,840	5,623	53	89	11	627	6	
16	12,088	4,633	38	89	11	495	4	
17	11,303	5,202	46	89	11	546	1	
18	10,687	4,923	46	91	9	434	2	
19	10,196	4,530	44	91	9	389	3	
20	10,260	4,304	42	91	9	380	3	
21	10,824	4,119	38	89	11	432	2	
22	10,803	4,366	40	89	11	473	1	
23	10,425	4,385	42	89	11	489	3	
24	10,425	4,149	40	89	11	450	2	

Ref. 昭和50～60年(1975～1985年) 覚せい剤事件の執行猶予率

年次	総数	執行猶予付		執行猶予率 %	内訳) 単純猶予率 %	内訳) 保護観察付 猶予率 %	保護観察付 執行猶予者数	
		単純+保護 観察付	%				裁量	必要
50	4,896	2,892	59	79	21	437	163	
51	6,948	4,136	60	80	20	632	206	
52	9,296	5,235	56	79	21	870	251	
53	11,682	6,359	54	77	23	1,175	295	
54	12,629	6,543	52	77	23	1,226	308	
55	14,050	7,183	51	76	24	1,462	288	
56	15,146	7,460	49	73	27	1,796	252	
57	15,863	7,313	46	73	27	1,742	239	
58	15,491	7,050	46	73	27	1,689	187	
59	15,843	6,798	43	76	24	1,527	134	
60	15,480	6,458	42	76	24	1,417	121	

# 覚醒剤事犯者に対する刑罰

(1) 覚せい剤取締法の使用罪(法定刑 10年以下の懲役)

累犯者に対して、1回の覚醒剤使用で求刑4年6月というのは人権侵害ではないのか？ 刑罰の重さが犯罪とつりあっているのか。

Ref. 薬事法の指定薬物

- 平成26年4月1日施行の改正薬事法により、従来の脱法ドラッグが厚生労働大臣の指定による1400種類の指定薬物となり、所持・使用も刑罰化された。
- 法定刑=3年以下の懲役 and/or 300万円以下の罰金(薬事法84条、76条の4)

(2) 量刑

～初犯は懲役1年6月・執行猶予3年だが、犯歴が増えるごとに実刑長期化

～再犯者に対する量刑の目安

- 2犯 執行猶予経過後5年以上で求刑2年→執行猶予付判決?  
執行猶予経過後5年以内 懲役1年6月(求刑2年)
- 3犯 2年(求刑2年6月)
- 4犯 2年6月(求刑3年)
- 5犯 3年(求刑3年6月)

懲役刑の問題性

- 刑務作業を行わせることが懲役の内容となっている。
- 「懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。」(刑法12条2項)
- 刑事施設収用法103条2項 薬物依存者に対する特別改善指導 (R1指導)≠治療
- →改善指導の標準プログラムについて(平成18年5月23日矯正局長依命通達) 薬物依存離脱指導の標準プログラム 50分×12単元

## 覚せい剤取締法違反の即決裁判手続率（全地方裁判所）

※最高裁判所事務総局編『司法統計年報』

平成18～25年版より作成

年度	終局総人員	即決裁判人員	即決裁判率
平成18年	11,494人	192人	1.7%
平成19年	10,837人	1,306人	12.1%
平成20年	10,337人	1,456人	14.1%
平成21年	10,403人	1,147人	9.4%
平成22年	10,955人	973人	8.9%
平成23年	10,939人	851人	7.8%
平成24年	10,564人	737人	7.0%
平成25年	9,666人	453人	4.7%

## 現行法上の薬物事犯者に対する強制力

- 1 **刑罰**（刑法9条 死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料・没収）  
薬物犯罪の場合→懲役、罰金、没収・追徴

### 2 受刑者に対する特別改善指導

- 刑事被収容者処遇法103条2項1号
- 「1单元50分、12单元を標準とすること。」(平成18年5月23日付け法務省矯正第3550号矯正管区長・行刑施設の長あて矯正局長依命通達)

### 3 保護観察対象者に対する特別遵守事項としてのプログラム

- 更生保護法51条2項4号
- 覚せい剤事犯者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について  
(平成20年5月9日付け法務省保観347号地方更生保護委員会委員長・保護観察所長あて保護局長通達)
  - ・仮釈放者 残刑期間(保護観察期間)が6カ月以上  
自発的意思により非対象者も参加可能
  - ・保護観察付執行猶予者で特別遵守事項として本プログラム実施を義務付けられた者→簡易薬物検出検査を実施、2週間に1回 or 1か月に1回 5回で終了

## 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

### 第3款 各種指導

#### 第103条(改善指導)

刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2 次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。

- 一 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること。
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員であること。
- 三 その他法務省令で定める事情

49

## 治療・回復プログラムの義務付け

- 取締側と援助側の区分 強制力の有無  
援助側の強制力は限定的
- Ref. 精神保健福祉法上の非自発的入院(措置入院・医療保護入院)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(就業制限、入院)

## 刑の一部執行猶予制度 ＝実刑＋(保護観察付)執行猶予 (平成28年6月施行)

※今後、刑事裁判における判決言渡時に、刑務所での服役期間と社会内での**保護観察付執行猶予期間**の両方が言い渡せるようになる。

※満期出所者にはプログラム提供できないという**残刑期間主義**の弊害と裁判官の言渡した刑期を超えて人権を制約してしまうという**考試期間主義**のもつ弊害の両方を回避する制度。

※一般予防と特別予防の両者に配慮した制度

51

### 更生保護法51条(特別遵守事項)

- 1 保護観察対象者は、一般遵守事項のほか、遵守すべき特別の事項(以下「特別遵守事項」という。)が定められたときは、これを遵守しなければならない。
- 2 特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。
  - 一 犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。
  - 二 労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。
  - 三 七日未満の旅行、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。
- 四 医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること。
- 五 法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であつて、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。
- 六 その他指導監督を行うため特に必要な事項

## 現行の仮釈放制度の問題点

- 帰住予定地・引受人あり + 成績優良  
→ 仮釈放 (残刑期間中 保護観察に付される)
  - 帰住予定地・引受人なし and/or 成績不良  
→ 満期出所 (アフターケアなし)
- ※ 社会内処遇が必要な人にプログラムが提供されない。
- **刑の一部の執行猶予制度の制定**

53

## 薬物自己使用等事犯者に対する 刑の一部の執行猶予制度 におけるダルクの活用 (立法論)

3年以下の懲役を言い渡す場合、**累犯者**に対しても、  
**刑務所での服役期間 + 社会内での保護観察付執行猶予期間**  
(治療期間)

一般予防と特別予防の両者に配慮した制度

Re-entryコート (米国ドラッグ・コート制度の種類の一つ)  
に類似する

54